

## 【山形大学大学院理工学研究科博士前期課程】数理情報システム専攻専攻

### \*満たすべき水準 (DP)

#### —数理情報システム専攻—

山形大学大学院の修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、理工学研究科数理情報システム専攻では、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「修士」の学位を授与する。

##### 1) 高度な専門職従事者としての知識と技能

- ① 専門とする工学・理学分野の科学・技術に関する深い知識と技能を身に付けている。
- ② 科学・技術を発展させる上で必要な論理的な思考力・記述力、発表・討議の能力を身に付けている。
- ③ 社会や科学・技術に関する課題を深く理解し、これを解決するための仮説を検証する能力を身に付けている。

##### 2) 課題解決能力・新領域の開拓能力

- ① 専門とは異なる分野の科学・技術に関する知識を身に付けている。
- ② 習得した知識や技能を自在に応用して新たな知見を生み出す能力を身に付けている。
- ③ 俯瞰的な視野に立って情報を収集し、計画を立案、実施する能力を身に付けている。
- ④ 世界に向けて自らが発見した科学的知見や創生した技術を発信する能力を身に付けている。

### \* 項 目

数理情報システム専攻では、以下の審査基準にすべてを満たしたものを合格とする。

1. 山形大学大学院理工学研究科及び数理情報システム専攻のディプロマ・ポリシーに従い、学位論文として適切な形式を踏まえていること。
  2. 修士学位論文は新規性または独創性がある、数理情報システム専攻に関連する分野における新しい知見をもたらすか、または当該分野において必要な基礎知識・理解力・問題解決能力などを証明する、独自の考察を含んだ論文であること。
  3. 論文の構成について
    - ①論文の題目が適切であること
    - ②研究の背景が記述され、研究目的が明確であること
    - ③研究方法が記述されており、目的に沿った方法であること
    - ④結果が図表などを用いて適切に示されていること
    - ⑤考察が結果に基づいて適切に導き出されていること
    - ⑥目的に対応して結論が適切に導き出されていること
    - ⑦引用文献が適切に用いられていること
- ・提出された学位論文は審査委員（主査，副査）によって審査されること

### \* 審査委員の体制

(山形大学学位規程)

第11条 研究科長は、山形大学学位規則第8条の規定による学位論文を受理したとき又は大学院規則第19条第3項に規定する試験及び審査(以下「特定審査」という。)を行うときは、学位論文内容又は特定審査に関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査を行うものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

## \* 審査の方法

- (1) 履修基準の授業科目を修得する見込みがつき、必要な研究指導を受けた学生は、学位論文を作成し、審査申請をすることができる。
- (2) 学位論文は、あらかじめ主指導教員の承認を受け、所定の期限までに提出すること。
- (3) 提出された論文は、指導教員を含む論文審査委員により理工学研究科学位審査細則に従って審査される。
- (4) 論文提出者は、学位論文公聴会において論文の発表を行う。
- (5) 最終試験は、学位論文に関する事項について、論文審査委員が口頭または筆答により行う。

なお、学位論文審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験は行わない。